

事務連絡  
令和元年5月22日

関係事業場

受講者 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

伐木等作業に係る労働安全衛生規則等の一部改正に伴う伐木等作業の  
特別教育修了者に対する補講の実施について（お知らせ）

日頃より、林材業における安全衛生教育事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、伐木等作業に係る労働安全衛生規則の一部改正及び安全衛生特別教育規程の一部改正されたことに伴い、同規則第36条第8号及び同8号の2に定める特別教育修了者が令和2年8月1日以後にチェーンソーによる伐木等の業務を行う場合は、令和2年7月31日までは現行の伐木等作業の特別教育は有効ですが、**令和2年8月1日以降は無効（チェーンソーを用いた伐木等作業に就けない）となる**ことから、施行通達により定められた特別教育カリキュラム（同8号関係「学科教育2時間・実技教育30分」、同8号の2関係「学科教育3時間・実技教育2時間」）による**補講の受講が必要**となります。

つきましては、今後、当支部が実施する補講講習を受講していただきますようご案内申し上げますとともに、当支部においては、補講対象者が約11,000人いることから、会員事業場における補講対象者が優先的に受講できるよう各地域への出張講習において、**本年9月以降から随時、補講講習を実施する予定**（補講の実施計画については、林災防栃木県支部のホームページをご覧ください。）でおりますので、対象者への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、補講の受講にあたっては、下記事項についてご留意下さるようお願いいたします。

#### 記

①講習日及び実施場所等につきましては、後日ご連絡をいたします。

ただし、令和元年度における補講講習につきましては、**伐木等の業務特別教育（旧安衛則第36条第8号）の資格取得者のみを対象**として実施を計画いたします。  
（林災防のホームページにも掲載いたします。）

②受講料につきましては、一人当たり5,000円（テキスト料、税込み。）となりますが、**会員事業場の皆様は、受講料金が1,000円引き**となります。

ただし、消費税税率引き上げに伴い10月以降から変更になる可能性があります。

- ③補講の対象者は、現行の伐木等の業務特別教育（旧安衛則第36条第8号）の資格取得者であって、教習機関（当林災防等）発行の「修了証」を所有している方であり、林災防等の教習機関以外の事業主や民間企業等が実施した当該講習の修了証を所有している方は、その取得先で補講を受講して下さい。

**※当教習機関で受講されても修了証は交付できません。**

- ④補講の受講者に交付される「修了証」については、令和2年8月1日より有効となりますので、それまでは、現行の伐木等の業務特別教育（旧安衛則第36条第8号）「修了証」が適用されています。

- ⑤受講申込書の提出にあたっては、受講資格の確認のため、現行の伐木等の業務特別教育（旧安衛則第36条第8号）「修了証」のコピーを添付していただきます。

また、不正行為（替え玉受講）防止の観点から、本人確認のため、公的書類（自動車運転免許証又は健康保険証等）のコピーを、氏名が変更されている方は、住民票のコピーを併せて添付していただきます。

なお、「修了証」を紛失されている方は、発行機関に再交付の申請をして下さい。

※法令改正及び補講に関する件は、事務局あてお電話でお問い合わせ下さい。

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1

T E L 0 2 8 - 6 5 2 - 2 1 5 3

携帯電話 0 9 0 - 4 6 6 6 - 8 9 9 9

担当：大貫